

南相馬市国土強靱化地域計画(概要版) (素案)

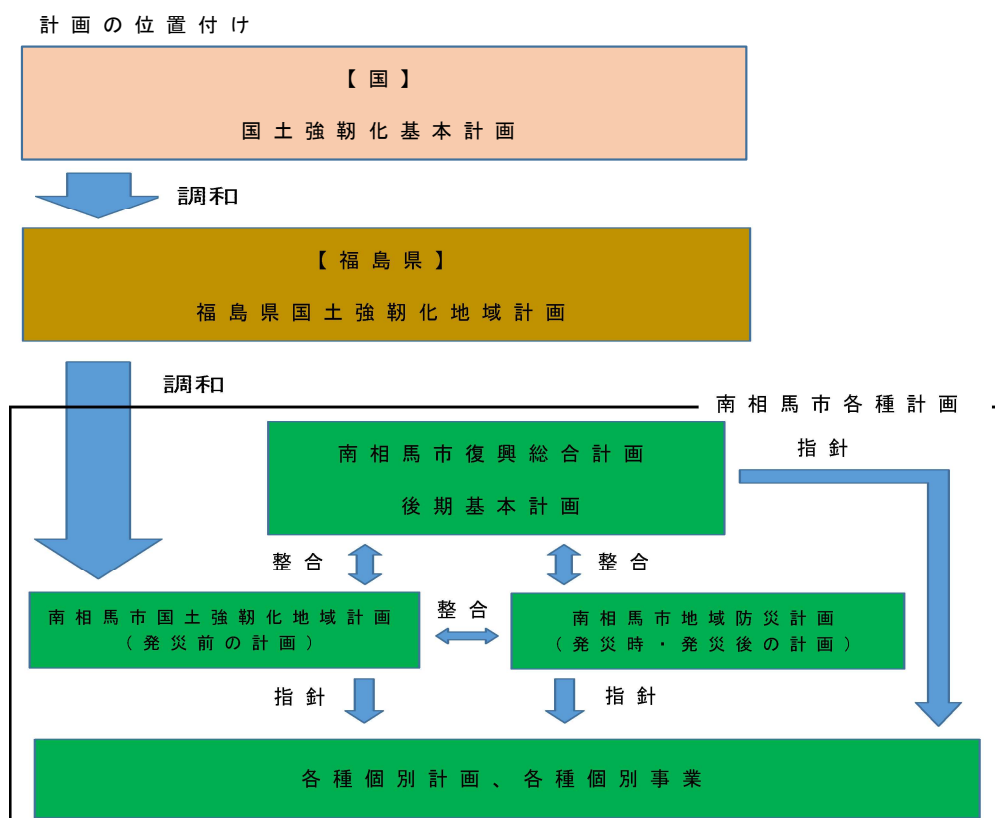
1. 計画策定の趣旨

事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定された。

国土強靱化基本法の第13条に基づき、本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「南相馬市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国が策定した国土強靱化基本計画や福島県が策定した「福島県国土強靱化地域計画」との調和と、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」や「南相馬市地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との整合を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。



3. 計画期間

本計画は、計画公表の日から令和4年度末までの概ね2年間とする。なお、その後については復興総合計画と整合を図った期間とする。

4. 計画の基本的な考え方

・基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

・事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

・基本的な方針

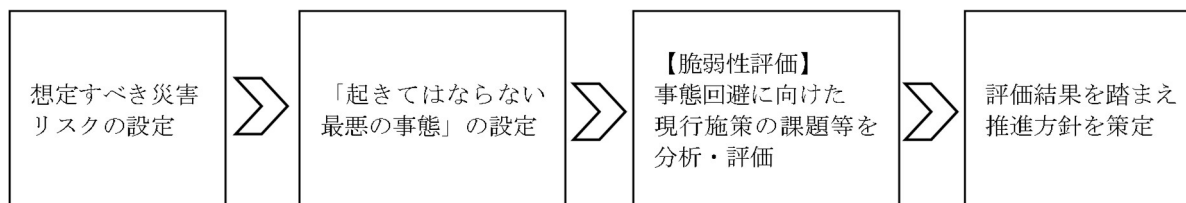
- 本質的な原因に対し、あらゆる側面から検討する
- 適切な施策を組み合わせ、効果的に推進する
- 効率的な施策を推進する
- 地域の特性に応じた施策を推進する

5. 自然災害のリスク

南相馬市における主な自然災害のリスク

- ① 地震・津波
- ② 風水害・土砂災害

6. 脆弱性評価と強靱化の推進方針



※推進方針を受けて実施する個別事業については、年度毎・事業毎に策定するため、その都度、改定・差し替えを実施する。

今期計画で実施する施策の推進方針は以下の通りである。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

- ① 住宅・建築物の耐震化等【建築住宅課】
- ② 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ③ 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ④ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ⑤ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑥ 消防設備の機能強化・耐震化・長寿命化【危機管理課】
- ⑦ 避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑧ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営
【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑨ スポーツ施設の適切な管理・更新【スポーツ推進課】
- ⑩ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化【教育総務課】
- ⑪ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑫ 防災教育の推進【学校教育課、こども育成課】
- ⑬ 公共施設等総合管理計画の推進【公有財産管理課】
- ⑭ 公園・広場等の安全対策【都市計画課】
- ⑮ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑯ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ② 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ④ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑤ 避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑦ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化【教育総務課】
- ⑧ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑨ 防災教育の推進【学校教育課、こども育成課】
- ⑩ 津波からの一時避難場所標識の設置【危機管理課】
- ⑪ 津波ハザードマップの作成・活用【危機管理課】

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ① 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ② 公共下水道施設の計画的な更新【下水道課】
- ③ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ④ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑤ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑥ 湛水防除施設の整備等【農林整備課】

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域全体の脆弱性が高まる事態

- ① 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ② 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ④ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑤ 避難場所標識の設置【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑦ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化【教育総務課】
- ⑧ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑨ 防災教育の推進【学校教育課、こども育成課】
- ⑩ 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ⑪ 公園・広場等の安全対策【都市計画課】
- ⑫ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑬ 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・活用【危機管理課】
- ⑭ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ⑮ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ⑯ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑰ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑱ 土砂災害防止対策の推進【土木課】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ② 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ④ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑤ 避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑦ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑧ 津波からの一時避難場所標識の設置【危機管理課】
- ⑨ 津波ハザードマップの作成・活用【危機管理課】
- ⑩ 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・活用【危機管理課】
- ⑪ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑫ 道路管理者間の連絡体制の構築【土木課】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ① 防災備蓄倉庫の適切な管理・運営【危機管理課】
- ② スポーツ施設等の適切な管理・更新【スポーツ推進課】
- ③ 断水時の給水活動体制の整備【水道課】
- ④ 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ⑤ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑥ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ⑦ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ⑧ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑨ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑩ 土砂災害防止対策の推進【土木課】
- ⑪ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

- ① 無電柱化の推進【都市計画課】
- ② 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ③ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ④ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑤ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑥ 土砂災害防止対策の推進【土木課】
- ⑦ 道路管理者間の連絡体制の構築【土木課】
- ⑧ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
- ⑨ 農道・林道の整備【農林整備課】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-3	自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	① 自主防災組織の強化【危機管理課】 ② 消防団の充実強化【危機管理課】
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶や医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	① 無電柱化の推進【都市計画課】 ② 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】 ③ 交通ネットワークの整備【土木課】 ④ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】 ⑤ 緊急車両等に供給する燃料の確保【危機管理課】 ⑥ 電力供給者との連携強化【危機管理課】
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	① 公共下水道施設の計画的な更新【下水道課】 ② 合併処理浄化槽への転換促進【下水道課】 ③ 感染症予防対策の推進【健康づくり課】 ④ 家畜伝染病対策の充実強化【農政課】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	① 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】 ② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】 ③ 防災備蓄倉庫の適切な管理・運営【危機管理課】 ④ 業務継続計画の見直し・修正【危機管理課】 ⑤ 災害時応援体制の構築【危機管理課、総務課】 ⑥ 地域防災計画の見直し・修正【危機管理課】 ⑦ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用【危機管理課】 ⑧ 公共施設等総合管理計画の推進【公有財産管理課】 ⑨ 防災拠点施設の機能強化・機能確保【危機管理課】 ⑩ 緊急車両等に供給する燃料の確保【危機管理課】 ⑪ 電力供給者との連携強化【危機管理課】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ③ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用【危機管理課】
- ④ 防災拠点施設の機能強化・機能確保【公有財産管理課】
- ⑤ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑥ 電力供給者との連携強化【危機管理課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ③ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用【危機管理課】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

- ① 企業等の事業継続力強化の支援【商工労政課】
- ② 無電柱化の推進【都市計画課】
- ③ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ④ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
- ⑤ 水産関係施設の整備等【農政課】

5-2 食料等の安定供給の停滞

- ① 農道・林道の整備【農林整備課】
- ② 食料生産基盤の整備【農林整備課】
- ③ 農業利水施設の長寿命化・防災減災対策【農林整備課】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給の機能停止

- ① 非常用電源（太陽光・蓄電池）の導入促進【生活環境課】
- ② 無電柱化の推進【都市計画課】
- ③ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
- ④ 緊急車両等に供給する燃料の確保【危機管理課】
- ⑤ 電力供給者との連携強化【危機管理課】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
① 断水時の給水活動体制の整備【水道課】 ② 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】 ③ 公共下水道施設の計画的な更新【下水道課】 ④ 合併処理浄化槽への転換促進【下水道課】 ⑤ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】 ⑥ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】 ⑦ 普通河川の土砂浚渫【土木課】 ⑧ 土砂災害防止対策の推進【土木課】
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
① 地域公共交通機関の確保【危機管理課】 ② 住宅・建築物の耐震化等【建築住宅課】 ③ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】 ④ 交通ネットワークの整備【土木課】 ⑤ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
6-4 異常渇水等により用水の供給途絶
① ダムの適切な維持管理・老朽化対策【農林整備課】 ② 農業用水の渇水対策

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災設備、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
① ダムの適切な維持管理・老朽化対策【農林整備課】 ② 農業利水施設の長寿命化・防災減災対策【農林整備課】 ③ ため池の決壊等による被害の防止【農林整備課】 ④ 土砂災害防止対策の推進【土木課】
7-2 原子力発電所に係る関係機関との連携強化
① 原子力発電所に係る関係機関との連携強化【危機管理課】 ② 原子力発電所に係る情報収集能力の強化【危機管理課】
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
① 耕作放棄地の発生防止と解消【農政課】 ② 農業・林業の担い手確保と育成【農政課】 ③ 有害鳥獣被害防止対策の充実強化【農政課】 ④ 森林及び治山設備の整備【農林整備課】 ⑤ 食料生産基盤の整備【農林整備課】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害廃棄物処理体制の強化【生活環境課】

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害時応援体制の構築【危機管理課、総務課】
- ② ボランティアの受入体制の確立【危機管理課】

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 地域公共交通機関の確保【危機管理課】
- ② 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ③ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ④ 防犯体制の充実【生活環境課】
- ⑤ 罹災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の強化【税務課】